

## 信託法学界回顧

1 昭和51年10月23日、信託の理論と實際をめぐるさまざまな問題点を総合的に研究・討議する場として、全国の民・商法および英米法学者を中心に、数多くの学者・実務家が一同に会して、信託法学会が設立された。当学会の設立は、従来から実際に信託法・信託業法の研究にたずさわってきた学者・実務家、または、信託法およびその周辺の学問領域の研究に関心がある学者・実務家はいうまでもなく、わが国の他の法学界の人人にとっても、きわめて画期的な出来事であったということができよう。信託法およびその周辺の学問領域に関する研究については、同法が制定された大正11年当時、数多くの研究者が出現し、これにともなって、すぐれた著書・論文が数多く発表された。しかし、その後、かかる分野の研究は、敗戦とともに、日本法の英米法化が進み信託法は寵児となり得る状況下に存したにも拘らず、一部の学者を除きこれを私生児として取り扱い、きわめて存在価値の少ない学問領域の研究へと変身していったのである。ところが、最近信託法・信託業法の研究について立ちおけていることを指摘する学者が出現し、また同法に関心をもつ学者・実務家が数多く出現するに至って、信託法学会が設立されたのであるが、当学会の設立を契機として、従来にもまして、この分野における今後の研究進展が大いに期待されるのである。

ところで、本稿は、昭和51年度の信託法学界を回顧するにあたって、原則として昭和50年10月から昭和51年10月までの1年間に公刊された著書・論文の足跡などを中心にしながら概観するものである。著書・論文を紹介するに際しては、できる得るかぎり細心の注意を払って検討・収録したつもりであるが、それでもなお予想もし得ない不注意によって、おそらくここに取り上げて紹介すべきものであるにも拘らず、遺漏してしまった有益なる研究業績があるかも知れない。その点については読者の寛容を請うしだいである。

2 研究論文について、上記の期間に、次のものが発表された。

まず、信託の本質論に関するものとして、大阪谷公雄「英米における信託学説の展望(一)」(龍谷法学8巻3・4合併号)を挙げなければならない。同博士は、信託財産に対する受益者の権利(受益権)の性格について、かつて「日本における信託学説の展望」(信託復刊24・25・26号)と題するわが信託法学界にとってきわめて有益なる論文を発表されたことがあるが、英米の信託学説を検討する手はじめとして、現在においても英米における学説の支配的見解が対人権説であるところから、右の学説の代表者ともいう

べき碩学メイトランド博士の所説を紹介している。同博士の紹介によれば、メイトランド博士が右の説を採る第1の根拠として、「受益者が悪意又は無償取得者に対抗し得ても、善意有償の取得者に対抗し得ない以上は、対物権の特質たる一般世人への対抗力という点が失われるのではないか。」と主張される、と。そして、第2の根拠として、衡平法上の権利優先順位の原則を問題としながら、「同法則において、同一的物について普通法上の権利と衡平法上の権利とが衝突するときは、その権利取得の時期のいかに拘らず、普通法上の権利が衡平法上の権利よりも優先するのであるが、衡平法上の権利相互間においては、権利取得の時期の順位によって優劣がきめられるために、この相違は衡平法上の権利である受益権を対人権と考えるのでなければとうてい理解できないのではないか。」と主張される、と。上記の問題については、わが国においても、信託法1条が「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ……」と規定したために、「財産権ノ移転」の意義について、同法が制定されて以来大いに議論されたところである。すなわち、信託財産たる財産権が形式的に受託者に移転するということは異論のないところであるが、実質的にも受託者に移転するのか、あるいは、信託財産の権利は受益者に帰属し、受託者はただ名義上の管理権を有するにすぎないのか、もしくは、信託財産は受託者・受益者のいずれにも属しないで独立した法主体としての地位が与えられるにすぎないのかなどについて、未だ十分なる理論的解明を見ていないのである。そこで上記論文は、英米におけるこの点の論争を紹介しその論点を明らかにするものであって、わが国におけるいわゆる信託学説の研究を進めようとする研究者・実務家には資料として大いに参照されるべきものである。

ちなみに、同博士は、上記論文中において、信託財産に対する受益者の権利の性格すなわちいわゆる債権か物権かという問題について論述し、「信託財産が信託法のいろいろな規定（信14, 15, 16, 17, 18, 22, 28, 30, 31など）によって、その法的効果があたかも受託者の固有財産とは別個独立のように取扱われている点に注目すると、単純な債権説（信託財産は受託者に完全に移転し、受益者はただ受託者に対し信託利益享受を請求する債権を有するにすぎないとする説）だけで割り切ることができないようにも思われる。」と述べ、通説を批判されるのである。

つぎに、信託法の特殊研究として、吉本建一「議決権信託に関する若干の法的問題点」（阪大法学95号）がある。議決権信託に関しては、一般的に商法と信託法とに抵触するいわゆる信託法理の応用による議決権行使の一形態であるが、最近では信託法学者によってというよりも、むしろ商法学者によって丹念に研究されてきた。それによると、

わが商法・信託法上議決権信託に関する規定を欠くために、学説上有効・無効とする見解が台頭し、いわゆる絶対的有効説を採る学者は存せず、少なくとも無効説が主流であるといえよう。そこで上記の論文は、有効説に立ちながら、「議決権信託に関していかなる問題が生じ、それをいかなる法理によって処理するかということは、その法的性質を正当に理解することによってのみ解決される問題である」との観点に立って、次のように従来の見解を分析し批判する。すなわち、「議決権信託の法的性質に関しては、従来これを議決権のみの信託であるとする見解、議決権の行使を目的とする株式の信託とする見解、および株式の管理信託であるとする見解がみられる」が、「これらの見解はいずれも議決権信託を個別信託として理解し、本来個別信託を原則とする信託法理でこれを規律しようとしていた点で、議決権信託に対する基本的な理解を誤ったとの批判を免れることができない」という。同氏は、議決権信託にあつては複数の株主の関与が本質的要素であることを根拠とし、「議決権信託の法的性質は、その複合的な法構造にかんがみて、受託者のもとで複数の株主に帰属する株主権を集積させる株式管理信託であるといわなければならない」といい、その結論として近時の少数有力説を支持される。

そして、上記の論文は、委託者たる原株主保護の観点から、委託株主の解約権の機能についても言及している。すなわち、「議決権信託における委託株主の解約権は株主の利益保護の手段として機能する側面と信託法的側面とを有している。前者に関しては、議決権信託の機能が、会社支配のために複数の株主の議決権を受託者のもとで集積させることになるから、株主の利益保護の要請が生じることとなる」し、「解約権の信託法的側面については、従来信託契約の解約と信託の終了との概念上の相違が十分認識されていなかったきらいがある」と指摘し、「信託契約の解約ないし部分的解約と信託の終了とが概念上明確に区別される必要がある」と歯切れのよい明確な論述で主張する。この点については、従来あまり問題にされておらず、注目すべき指摘であるといえよう。

そしてさらに、上記と同じような観点から、委託者たる原株主（実質的株主としての委託株主）の法律上の地位についても言及している。すなわち、「議決権信託における委託株主は、会社の営業から生ずる利益および危険の実質的最終的帰属者として、実質的株主と呼ばれるにふさわしい利益を有している」ことを根拠として、「複数の株主が会社支配の獲得ないしそれに対する参加のために設定する議決権信託の場合には、信託関係の背後にある実質的株主の実体をとらえる必要があるといえよう。このような各利害関係者の利益を調整し保護するためには、一定の範囲で議決権信託の委託株主も株主と同様に取り扱われてしかるべきである」という。しかし、上の論述については、次のよ

うな疑問点がある。はじめに、「複数の株主が会社支配の獲得ないしそれに対する参加のために設定する議決権信託」という意味内容がきわめて不明であるため、それを明らかにしなければならない。ただし、ベルゲルマン博士が分類したところによると、判例上、少数者（複数）支配を目的とするものであっても、再興 (corporate reorganization)、募債 (capitalraising)、整理などを目的とするものは各州ともすべて有効と判示しているが、会社の管理経営権を少数株主の手中に掌握させること自体を目的とするものは、必ずしも有効とする州ばかりではなく、かなりの数の州が「公の秩序」(Public policy) に反するものとして無効と判示しているからである（ジョージア、イリノイ、ミシガン、ニュージャージー、ノースカロライナ州など）。つぎに、「一定の範囲で議決権信託の委託株主も株主と同様に取り扱われてしかるべきである」というが、議決権信託の登録株主たる受託者は、原則として、信託期間中信託契約に基づく所定の目的にしたがって、法律上株主の地位に立つのであって、当該会社に対する関係においては、議決権の行使のみならず、利益の配当にあずかる権利その他株主としての一切の権利を有し義務を負うのである。これに対し、委託者たる原株主は、あくまでも受益者であって、受託者に対する関係においては議決権信託契約上および一般信託法上の権利を主張し得るが、当該会社に対しては第三者にすぎないのである。このように解しないと、株主権から分離した「議決権のみの信託」、あるいは、ドイツ法の「資格譲渡」となって、もはや信託とは言い得ないのである。一見委託者たる原株主の利益保護に欠けるようにみえるが、それが信頼関係を基礎とする信託たるゆえんであり、それだけに受託者にきびしい責任と義務が課せられている。原株主を保護・救済するための一方法として、いわゆる解約権が大きな意味をもつことは言うまでもないのである。

つぎに、信託と法人とを対比する研究論文として、林寿二「アメリカの財団の権利主体性について」（国学院法学13巻2・3合併号）がある。上記の論文は、公益目的を実現する方法として、大陸法系の流れを汲むわが民法上の財団法人は社団法人とは対立するものとして構成されているが、アメリカの財団はわが民法上の財団法人とはその内部的、法的組織構造、権利主体性などが相異なることに着目し、わが国のような財団法人の制度をもたないアメリカ法において財団はどのようなものとして内部的・法的組織構造を有し、権利主体性をもつかという問題を、「信託としての財団」と「法人としての財団」とに分けて考察するものである。前者について概観するに、信託としての財団がいかなる内部的・法的組織構造を有するかに関して、慈善信託の設定のための要件、受託者の義務、受託者の権限、信託違反に対する受託者の責任などに関する問題点を丹念

に分析・検討し、紹介する。財団の権利主体性に関する論述を要約すると、「自然人を財団の権利主体とするものに受託者があるが、その他に法人がある。アメリカの法人には、構造上、社団法人、単独法人及び法人格上、準法人、事実上の法人が考えられるが、資料でみる限り、財団の権利主体たる法人の殆んど全ては、社団法人である。財団の権利主体が社団法人であるとするのは、我国の法人観念からすれば奇異に感ぜられるが、信託された目的財産——財団の受託者が、そのまま社団法人の社員になって、社団を構成するのである。すなわち、社員は受託者であり、この構造から、多くの場合、受託者団体が社団法人の実体たる社団を構成するのである。さらに受託者は、多くの場合、財団の理事であるから、財団の理事が社団法人を構成し、且つ財団事業の経営に当るのである。この意味で、アメリカの法人観念には、信託観念が多分に含まれている。」と述べている。

つぎに、動産設備信託の担保制度 (Equipment Obligation) に関する研究論文として、浅野裕司「設備信託債務に関する一考察」(大東文化大学紀要第14号)がある。大陸法系の法制を採用するわが国においては抵当権を設定するにあたり物権特定原則によってその目的物は現存・特定(確定)した財産でなければならないけれども、アメリカ法においては債務発生時には担保が存しなくとも、将来、取得すべき財産のみを担保とすることで足りるとする制度すなわちいわゆる設備信託債務(証券)の制度が広く一般に利用されている。そこで、上記の論文は、「米国における設備信託債務の制度を中心にわが国に範となるべき法理を概観し、あわせて、わが国の設備信託についても素描を試みたい」とし、かかる制度の沿革・内容、その具体的態様、設備信託契約の内容などを明らかにするとともに、わが国における動産設備信託の問題点についても言及する。上記の論文の内容を要約すると、「米国における設備信託債務の制度は、当初、鉄道設備金融すなわち、設備購入資金の調達が困難な鉄道会社が容易に資金を調達し、その必要とする機関車、客車、貨車などの設備を獲得せんがために考え出されたものであって、企業が新たに動産設備を獲得しようとする場合、信託制度を利用することによって、当該設備のみを担保として資金を調達しようとするものであるが、これによる債務は購入代金担保が附せられた債務の一種である。この債務は、信託制度の介在により証券の形式をとって発行されている。このような形式をとる設備信託債務における設備信託証券の発行については、動産譲渡担保すなわち所有権は買主に移転し買主は売主に対して担保の先取特権 (Mortgage Lien) を与えるという契約による場合、また、条件付売買すなわち代金が完済されるまで所有権は売主に留保されるという契約による場合、ある

いは、賃貸借すなわち買取選択権がつけられ「賃借人が一定期限内に所定の使用料を完済したときには、賃貸人が売買証書を作成して賃借人に与え、しかる後に賃借人がその財産に対する所有権を取得する」という約定がなされて、その財産が将来の買主（賃借人）に賃貸されるといふ契約による場合のいずれかが基礎となって構成され成立する」と。わが国における動産設備信託の問題点については、前にも触れたように、「大陸法系の法制を採用するわが国では、抵当権の設定については物権特定原則によりその目的物は特定（確定）したものでなければならない。すなわち、抵当権の客体は現存特定の財産に限られるのである。したがって、このような前提にたつ限り将来取得する財産を担保の客体とすることには大きな問題が生じる。かかる場合、担保権者からみて将来の財産を確実に把握できる法技術制度が存在し、かつ観念的に把握できれば物自体がなくとも担保権者は保証されているような法技術制度が存在するならば、たとえ、権利取得の可能性やさらには期待権といえども、その目的物が取得され、もしくは存在するに至ったときに特定可能でさえあれば担保権の設定が可能となるのではなからうか。その点、米国における設備信託債務は、斯様な将来の財産に担保権を設定することの可能性を示唆していると思われる。近年わが国の実務界において実際に行なわれている車輛信託をはじめとする金融制度も、斯様な将来の財産への担保権設定の可能性を肯定した上で法的理論構成が純粹になされるべきではなからうかと考える。こうした若干の欠点というべきものを前述した米国における設備信託債務の制度より法理を導きだして研究を重ねればわが国の動産信託の制度は従来の企業中心に伸びてきたものから、やがて、最近の事例でもあるような医療機械など病院や開業医などをユーザーとする動産信託を受託しているケースのように、利用分野が拡大し、その発展が大いに期待される」と、わが国における設備信託債務制度の利用可能性を示唆されるのである。

つぎに、公益信託を実用化するにあたっていわゆる混合信託の方式を採用できないかという問題を論じたものとして、松本崇「集合物担保法理と信託法理との接合——「混合信託」に関する一考察——」（信託106号）がある。わが国では、従来から一般的に、「混合信託」なるものを容認していない。しかし、混合信託による法律構成は、実務上、私益信託たとえば、特定贈与信託、土地信託、遺言信託などにかぎらず、公益信託においてはとくに重要な問題である。そこで、上記の論文は、公益信託の実用化を契機として、混合信託の有効性を論証するものである。上記の論文の内容を要約すると、集合物の譲渡担保における法理と対比させながら、「信託財産は、信託設定の時点から一定の目的のもとに統合された目的財産の性格を備えており、その統一体としての性格

は、信託関係の存続する限り維持されていく。本来、信託関係とは、一定の信託目的を追求して財産の管理・処分を行なう継続的な運動過程であり、個々の時点における構成物の差異、変動はさしたる意味を持たない。この点で、信託財産は、内容の変動する集合物の譲渡担保と極めて類似した性格をもつ。集合物とは、継続的な共同目的によって客観的に結合させられているために、一般取引観念上単一のものとして取り扱われる多数の物の集合で、私法上「物」概念の分化と発展に伴って、「物の結合」の一態様として、とくに譲渡担保取引の客体として生成しつつある概念である。したがって、担保価値の一体的把握という観点から、担保設定の時点から担保権の目的物は集合物としての取扱いを受ける。これに対し、信託財産の場合は、信託設定の時点では、あくまでも個々の財産権ごとの信託行為が必要で、財産権の集合体としての「財産」の信託は認められていない。この点は、信託法第1条が、信託行為の目的物を「財産権」として、信託設定後の「財産」なる呼称と区別していることから察知しうる。そして、その背後に、民法典の基礎概念たる「一物一権主義」を見ることが出来る。他方、信託法は、その第14条において、信託設定の信託財産の範囲について、思い切った物上代位理論を展開しているが、その基礎にあるのは、信託目的の一定性とその拘束力である。このような信託目的の一定性や拘束力は、信託設定後の法律関係を規律するだけでなく、信託設定時の法律関係の空間な広がりも規律してよいはずである。すなわち、信託設定の当初の目的物が1個の財産権ではなく、多数の物の集合体であり、その集合物相互間に内在的な結合関係がある場合には、最近の集合物担保法理を採り入れて、これを一つの物ないし財産として捉えるべきである。さらに進んでは、多数の物の結合に必ずしも客観的・内在的な結合関係が認められない場合でも、信託目的の一定性という観点から、受託者の管理・処分の一体性を保持する必要が認められる場合には、財産管理機構としての統一性を付与するため、信託行為の中で一団の信託財産として取り扱う旨の宣言を許容してよいものと考えられる。問題は信託の公示手段であるが、立法論としては、財団抵当法における財団目録のような公示制度を創設すべきであろう」と述べ、公益信託を実用化するにあたって、いわゆる混合信託の方式が採用されるべきである、と主張されるのである。

最後に、上記のような研究論文ではないが、信託法の基本的な問題から具体的な問題に至るまでを要領よくまとめたものとして、四宮和夫＝海原文雄＝田中実「座談会＝信託法制の諸問題とその普及について」（信託105号創立50周年記念号）がある。この座談会では、信託行為・受益権の本質といった基本的な問題から信託宣言・動産信託・遺

言信託・公益信託など具体的な問題に至るまで、示唆に富んだ有益なる内容が幅広く収録されている。ここでは座談会の内容の紹介は紙面の都合上割愛するが、当座談会の内容は、信託に関心のある学者・実務家にとって極めて有意義なものである。

上記の研究論文の他に、次のものがある。

信託の本質論に関するものとして、大阪谷公雄「信託の法的構造の発展とその将来について(3)」(信託104号)

公益信託に関するものとして、田中實「イギリスの公益信託(1)」(公益法人5巻11号)、中野正俊「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則)について」(信託104号)、吉村正男「公益信託の基本的な考え方」(信託107号)

貸付信託に関するものとして、松本崇「貸付信託法上の諸問題——」(その1 特別留保金の法律構成——) (信託108号)

信託取引と銀行取引とを比較研究するものとして、松本崇「信託と銀行取引法」(堀内仁先生古稀記念『銀行取引法の研究』金融財政事情研究会)

信託法の講義要綱として、田中實「信託法講義(1)」(信託107号)、同「信託法講義(2)」(信託108号)

外国の信託法制を紹介するものとして、慶応義塾大学信託法研究会「抄訳・米国信託法リステイトメント15——17」(信託104・107・108号)

アメリカの信託の実態を紹介するものとして、海原文雄「最近のアメリカから」(信託106号)

イギリスの信託法の教育・研究を紹介するものとして、中野正俊「英国ブリストル大学の法学教育——信託法の研究に重点を置きながら——」(信託107号)

文献を紹介するものとして、麻島昭一「信託関係新聞記事目録(1)——時系列目録・明治大正期」(信託108号)

概説書・辞典として、中村萬太郎「信託概論」(国書刊行会)、信託協会調査部編「信託用語辞典」(東洋経済新報社)

公共信託を中心とした討論会として、「環境保護の法理論と法的手段——サックス教授との研究会——」(ジュリスト607号)

などがある。

中野正俊・記

(昭和52年1月20日)